三　次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　第一号に該当する事業主であつて、企業在籍型職場適応援助者を配置したもの（このイの規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円
ロ　第一号に該当する事業主であつて、両立支援コーディネーターを配置したもの（このロの規定による支給を受けたものを除く。）　二十万円
ハ　前号に該当する事業主であつて、両立支援計画の対象となる労働者が期間の定めのない労働契約を締結しているものであるもの（このハの規定による支給を受けたものを除く。）　二十万円
ニ　前号に該当する事業主であつて、両立支援計画の対象となる労働者が期間の定めのある労働契約を締結しているものであるもの（このニの規定による支給を受けたものを除く。）　二十万円

10　中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主
イ　（略）
ロ　次のいずれかに該当する障害者（以下この号において「重度障害者等」という。）である求職者を継続して雇用する労働者（障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。⑶において同じ。）である者を除く。）を除く。）として五人以上雇い入れ、かつ、適当な雇用を継続することができると認められる事業所であつて、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備（以下この号において「事業施設等」という。）の設置（賃借による設置を除く。以下この号において同じ。）又は整備（重度障害者等の雇用に適当であると認められる設置又は整備であつて、その購入に要した費用が千五百万円以上であるものに限る。以下この号において同じ。）が行われる事業所（当該雇入れ後において雇用している重度障害者等である労働者の数が十人以上であり、かつ、当該重度障害者等である労働者の数の雇用している全ての労働者の数のうちに占める割合が十分の二以上である事業所に限る。）を新たに設立する事業主であること。
⑴～⑶　（略）
ハ～チ　（略）
二　（略）
（削る）

7　中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号（第三号又は第四号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主
イ　（略）
ロ　次のいずれかに該当する障害者（以下この項において「重度障害者等」という。）である求職者を継続して雇用する労働者（障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者（精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。⑶において同じ。）である者を除く。）を除く。）として五人以上雇い入れ、かつ、適当な雇用を継続することができると認められる事業所であつて、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備（以下この項において「事業施設等」という。）の設置（賃借による設置を除く。以下この項において同じ。）又は整備（重度障害者等の雇用に適当であると認められる設置又は整備であつて、その購入に要した費用が千五百万円以上であるものに限る。以下この項において同じ。）が行われる事業所（当該雇入れ後において雇用している重度障害者等である労働者の数が十人以上であり、かつ、当該重度障害者等である労働者の数の雇用している全ての労働者の数のうちに占める割合が十分の二以上である事業所に限る。）を新たに設立する事業主であること。
⑴～⑶　（略）
ハ～チ　（略）
二　（略）
三　第一号ロの雇入れに係る労働者の数が十五人以上であつて、同号ロの事業施設等の設置又は整備に要した費用が四千五百万円以上である場合における前号の規定の適用については、同号イ⑴中「五百万円」とあるのは「一千五百万円」と、同号イ⑵中「各二百五十万円」とあるのは「各七百五十万円」と、同号ロ⑴中「七百二十万円」とあるのは「二千百六十万円」と、同号ロ⑵中「各九十万円」とあるのは「各二百七十万円」とする。